

死亡見舞金支給申請書の記入例

◎申請方法について、該当する番号を○で囲んでください。

◎組合員証等をご確認のうえ記入してください。

◎受領方法について、申請者ご本人の口座へ振込送金を希望される場合は「1」を、事業主等の代理人への受領委任（代理人を通じての受領）を希望される場合は「2」を○で囲んでください。

◎上の「受領方法」で「2」を選択された場合（代理人への受領委任を希望される場合）のみ記入してください。

◎医師に記入を依頼してください。

死亡が確認できる書類（市区町村長の埋葬許可証、火葬許可証（写）、死亡診断書等）を添付して提出される場合、この「医師の証明書」欄は記入不要です。

◎事業主への受領委任を希望される場合、
 ①「受領方法」欄の「2」を○で囲み、住所、氏名等を記入のうえ、押印してください。
 ② 代理人の「氏名」欄に事業所名称と、事業主氏名を記入してください。（押印不要）
 この場合、「申請者との関係」以下の項目と「振込先」欄の各項目は記入不要です。

◎死亡した組合員の氏名を記入してください。

◎申請者と死亡した組合員との続柄を記入してください。

遺族である旨の証明（戸籍謄本の写等）を添付してください。ただし、申請される遺族の方が、組合員が死亡された当時において、本組合の被保険者であった場合は添付不要です。

◎日中連絡がとれる電話番号を記入し、「1 自宅」～「3 その他」のいずれかを○で囲んでください。（「3」の場合、括弧内にその種類を記入してください。）

◎「2」の場合は遺族である申請者が記入年月日、住所、氏名を記入のうえ押印してください。

◎振込先を記入してください。（事業主への受領委任を希望される場合は記入不要です。）
 記入誤りがあった場合は振込送金ができませんので、できる限り通帳の写を添付してください。（その場合、この欄は記入不要です。）

全国土木建築国民健康保険組合		死亡見舞金支給申請書		提出区分	① 申請者から直接 ② 事業所を経由
○ 組合員（申請者）に関する項目					
組合員証記号・番号	71-1505	1034	氏名	村中 又三	
住所	〒356-0001 富士見市西みずほ台8-18				
申請年月日	平成△△年△△月△△日	事業所名	平河土木株式会社		
申請者	氏名	村中 ミエ子	組合員との続柄	妻	
	住所	〒356-0001 富士見市西みずほ台8-18			
	電話番号	(049) 123-1234 ① 自宅・2 携帯・3 その他 ()			
○ 申請内容に関する項目					
死亡年月日	平成△△年△△月△△日	葬祭を行った年月日	平成△△年△△月△△日		
○ 受領方法、振込先等					
この申請書に基づく死亡見舞金に関する受領方法については次のとおりとします。					
受領方法					
① 私の下記口座に振込み願います。（直接組合から受領します。）					
② 次の代理人に受領を委任します。 次の「代理人」欄に代理人氏名、住所等を記入してください。なお、事業主に受領委任される場合、「振込先」欄は記入不要です。					
平成①年 月 日 組合員 氏名 ②					
代理人 住所					
氏名					
住所					
電話番号					
申請者との関係					
振込先					
金融機関名称		支店名称		コード	
DKH銀行		志木支店		110	
預金種目		口座番号		口座名義（フリガナ）	
① 普通 総合を含む。 2 当座		1 2 3 4 5 6 7		(ムラナカ ミエコ)	
村中 ミエ子					

医師の証明書

上記組合員について、平成△△年△△月△△日死亡したことを証明します。

平成△△年△△月△△日

所在地 志木市中央6-12

医療機関 名称 佐々木病院

医師氏名 佐々木 光一

電話番号 (049) 999-1234

担当
②
医師印

◎ 死亡見舞金について

後期高齢被保険者である組合員が死亡した場合に、その者の葬祭を行う者に対して死亡見舞金として50,000円を支給します。ただし、資格喪失後の（給付に関する規程第2条に規定する）葬祭費の支給を受けることができるときは、死亡見舞金の支給を行いません。

◎ 添付書類について

死亡見舞金の支給を受けようとするときは、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ア 遺族である旨を証する書類（戸籍謄本の写等）
（請求者が組合員の死亡の当時において、本組合の被保険者であった場合は添付する必要はありません。）
- イ 死亡の事実を証する書類

「医師の証明書」欄に証明を受けていただくか、死亡が確認できる書類（市区町村長の埋葬許可証、火葬許可証（写）、死亡診断書等）を添付してください。

（「ア」の遺族である旨を証する書類により、組合員の死亡の事実が確認できる場合は、添付する必要はありません。）